

# 平成29年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

株式会社富士交通では、運輸安全マネジメントの導入に伴い、社長以下全従業員が一丸となって、輸送の安全を確保するため、昨年度と同様、以下の通り取り組んでまいります。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

### 安全方針 【安全は全てに優先する】

- (1) 安全輸送が当社の最大の使命であり、安全の確保を最優先にします。
- (2) 安全に関する現場の声を生かして安全の確保に努めます。
- (3) 輸送の安全の確保に向けた安全対策については不断に見直しを図り、絶えず輸送の安全性向上に努めます。

## 2. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること

## 3. 当社が第一当事者である自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数。

平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

重大事故	0件	(目標0件)
有責事故	2件	(目標0件)
有責事故(車両故障に係るもの)	0件	(目標0件)

## 4. 輸送の安全に関する目標

輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識の徹底を図り、お客様に安心してご利用頂けるよう、

**重大事故件数を0件の継続  
有責事故件数を0件の達成  
有責事故(車両故障に係るもの) 0件の達成**

を目標とします。

## 5. 輸送の安全の確保に関する投資

新車導入(衝突被害軽減ブレーキシステム、車両安定制御システム搭載車、安全性向上の車両)、デジタコの全車装着、早期の部品交換の実施、普通タイヤ、スタッドレスタイヤ購入無事故啓蒙誕生日プレゼント

## 6. 輸送の安全に関する計画並びに輸送の安全に関する教育及び研修の計画

【別紙1のとおりです】

## 7. 輸送の安全に関する組織体制

【別紙2のとおりです】

## 8. 安全管理規程

【別紙3のとおりです】 省略

別紙 1

輸送の安全に関する計画並びに輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1. 輸送の安全に関する計画

(1) 安全に関する運動の展開

- ①春の全国交通安全運動(4月上旬)
- ②夏の全国交通安全運動(7月下旬)
- ③秋の全国交通安全運動(9月下旬)
- ④年末年始の全国交通安全運動(12月下旬～1月上旬)

(2) 安全に関する会議

- ①定例会議・・・社長、部長、課長、マネージャー、チーフによる会議を月1回開催します。
- ②労使協議会・・・社長、部長、課長、マネージャーと組合役員による会議を3ヶ月に1回開催します。
- ③事故防止委員会・・・社長、部長、課長、マネージャーと組合役員、主任、副主任による会議を随時開催します。

(3) 事故に関する情報の共有と活用

- ・事故速報、危険箇所マップ、「ヒヤリハット」情報を掲示板等で周知します。
- ・ヒヤリハットマップを取り敢えず金沢市内から作成し、情報の共有を図る。
- ・ドライブレコーダーを活用したケーススタディの実施。

(4) 月別安全目標の策定

月別の事故等の傾向を把握して、月別に安全目標を策定し、点呼室に掲示します。又点呼時に唱和します。

(5) 運転士全員の運転事故証明書を本人の同意の下に、定期的に取り得します。

2. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 交通安全研修所を活用した運転士の安全運転研修の実施

冬期閑散期に計画していたが、こだわらず実施することにより、対象人数を10名程度にする。

(2) 入社5年未満の運転士に対し添乗指導を実施する。

(3) 運転士・ガイド教育 乗務員全員を対象に接遇を含めた研修会を開催します。

(4) 新人運転士教育 新人運転士に対しその都度実施します。

(5) 運行管理者、代務者教育 警察署交通課職員の派遣を頂き朝礼等で実施します。